平成２４年（フ）第１６号
埼玉県熊谷市佐谷田3638番地１
破産者　有限会社タナカ
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９３４２号
東京都新宿区新宿３丁目24番１号　三井住友銀行新宿ビル６階
破産者　住宅サービス株式会社
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３２号
東京都大田区南雪谷４丁目４―18―103
破産者　マリタ　パラシオ
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２９号
東京都青梅市東青梅３丁目６番地の１東青梅シティーハイツ207号、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市長淵４丁目374番地の１グランツ東青梅Ⅰ番館902号
破産者　山野辺直子
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９３０号
東京都青梅市東青梅３丁目６番地の１東青梅シティーハイツ207号、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市長淵４丁目374番地の１グランツ東青梅Ⅰ番館902号
破産者　福岡　良二
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５３号
東京都町田市原町田１丁目５番12号イーストガーデンリバーサイド町田701
破産者　上田　　実
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０号
岐阜市蔵前４丁目14番11号
破産者　株式会社ハトプラ
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７号
岐阜市蔵前４丁目14番11号　ハイツ蔵前Ａ棟103号室
破産者　濵路　公平
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
滋賀県長浜市南小足町369番地の20
破産者　有限会社三原工業
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
高知市北竹島町263番地10
破産者　有限会社丸久鮮魚店
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０９号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目20番２号保科荘101号、開始決定時の住所川崎市川崎区四谷上町25番17号　新京工業内
破産者　新垣　正行
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
川崎市宮前区馬絹1248番地
破産者　金子　　勇
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０８号
川崎市宮前区馬絹1248番地
破産者　金子　則子
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
川崎市宮前区馬絹1248番地
破産者　金子　洋佑
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
京都府福知山市字堀500番地の５
破産者　藤原　増朗
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
埼玉県越谷市大字南荻島2032番地３
破産者　川俣　正見
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７１０号
埼玉県八潮市大字浮塚354番地１
破産者　近藤　貴史
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
埼玉県草加市稲荷３丁目26番３―105号、破産開始決定時の住所埼玉県草加市八幡町153番地　八幡ビル305号
破産者　宮里　勇治
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
北海道石狩市花川北４条２丁目231番地
破産者　伊藤　雅生
１　決定年月日　平成24年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２号
札幌市白石区菊水元町２条２丁目５番７号フロスティ菊水Ｄ―102号
破産者　佐藤　　豊
１　決定年月日　平成24年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部